

公立大学法人静岡文化芸術大学中期目標

公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）は、次に掲げることを目指す静岡文化芸術大学を設置し、及び管理することを目的とする。

1 実務型の人材の育成

- (1) 豊かな人間性と的確な時代認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の育成
- (2) 地域の要請に応え、社会をリードするより高度な知識と専門性を備えた人材の育成

2 社会への貢献

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する「開かれた大学」として静岡県及び国際社会の発展に貢献

この目的を実現するために、法人は、静岡文化芸術大学が、静岡県民に支援された大学であり、地域に立脚した大学であるということを深く認識し、教育研究活動を活性化させるとともに、様々な分野で活躍できる人材の育成を目指すことにより、静岡県の産業の発展及び文化の振興に寄与する大学づくりを進めて行くことが必要である。

静岡県は、法人が、自主的、自律的かつ効率的な大学運営を行い、静岡県民の期待や負託に応えていくよう、この中期目標を定める。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大 学	学 部 等
静 岡 文 化 芸 術 大 学	文 化 政 策 学 部 デ ザ イ ン 学 部
	大 学 院
	文化・芸術研究センター

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育

(1) 教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 学士課程

教養教育と専門教育を通して、豊かな人間性と的確な時代認識、社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる実務型の人材を育成する。

(イ) 大学院課程

幅広い視野と高度の専門性を持った高度専門職業人を養成する。

イ 卒業後の進路

学生が自分の将来を長期的に見据えて卒業後の進路を主体的に選択できるよう、支援体制を構築し、希望する進路への就職・進学率100%を目指す。

ウ 教育の成果の検証

教育の成果を常に検証し、その結果を教育の改善に反映させる。

(2) 教育の内容等

ア 入学者受入れ

大学の基本理念に基づいた入学者受け入れ方針を受験者及び高等学校に積極的に周知するとともに、選抜方法の工夫や改善を行い、向学心旺盛で、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を受け入れる。

イ 教育課程

(1) 学士課程

幅広い教養と基本的な専門学力を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育と専門教育のバランスを考慮するとともに、教養教育と専門教育の相互補完的連携が図られたカリキュラムを編成する。

(4) 大学院課程

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加えて、高度の専門性を要する職業に必要な高い能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを編成する。

ウ 教育方法

(1) 学士課程

学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を充実させるとともに、学習指導方法の改善を図る。

(4) 大学院課程

育成する人材に即した高度の専門教育を進めるため、多様で効果的な授業形態を充実させるとともに、研究指導方法の改善を図る。

エ 成績評価

(1) 学士課程

各授業科目の学習目標に応じた成績評価基準による適正な成績評価がなされているかの検証を実施することにより、公正な評価を行う。

(4) 大学院課程

各授業科目の学習目標に応じた成績評価基準による適正な成績評価がなされているかの検証を実施するとともに、学位論文審査基準を明確にすることにより、公正な評価及び審査を行う。

(3) 教育の実施体制等

ア 教職員の配置

教育内容、教育方法等の充実を図るため、見直しと改善に努め、教員の相互交流や学外専門家の積極的な登用など、教職員の適切な配置を行う。

イ 教育環境の整備

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。

ウ 教育活動の評価及び改善

(1) 教育活動の評価及び改善

教育活動についての内部検証とともに、外部評価や学生授業評価等の客観的な評価を実施し、その結果が教育活動の改善に活かせる体制を整備する。

(イ) 教育力の向上

教員が教育内容及び教育方法を改善し、向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント（組織的に行う教員の教育力開発）活動を充実する。

2 学生への支援

(1) 学習支援

ア 学習環境・学習支援体制

学生の学習意欲を高め、自主的学習が十分に行えるよう、学習環境や学習支援体制を整備・充実し、教育の場としての学生の満足度の向上を図る。

イ 社会人・留学生

社会人や留学生が学習を継続できる制度や支援体制を整備する。

(2) 生活支援

ア 健康管理及び生活相談

学生が健康で充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理や生活の相談などの生活支援体制を充実する。

イ 自主的活動の支援

学内外における学生による、自主的な課外活動を奨励・支援する。

(3) 進路支援

学生が希望する就職や進学ができるよう、就職・進学活動への相談・支援体制を構築する。

特に、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるような支援策の充実を図る。

3 研究

(1) 目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

独創性豊かで高い学術性を備え、社会の発展に貢献できる、国際的に高い水準の研究活動を推進する。

イ 広範な研究の推進

大学の研究は、内外の研究資金を活用し、教育に資する研究や実務につながる研究に取り組む。

そのうち外部研究資金獲得件数については、中期目標期間6年間の総件数が、平成16年度から平成21年度までの6年間の総件数に比して5%の増加を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 研究の実施体制

民間との研究交流の推進や、外部の優秀な人材の受入れ等ができる柔軟な研究体制の構築を推進する。

イ 研究環境の整備

全学的な視点から施設・設備の有効活用を図る体制を構築するなど、必要な研究環境の整備に努める。

ウ 知的財産の創出・活用等

研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に実施する体制を構築する。

エ 研究活動の評価及び改善

研究活動に対する評価を行い、評価に関する情報を学内外に公表することにより、研究活動の向上につなげる仕組みを整備する。

4 地域貢献

(1) 地域社会との連携

地域文化振興の一翼を担う拠点施設及び地域等に開かれた大学として、地域との連携を図り、積極的に地域に向けた文化、芸術の情報発信と交流に努める。

公開講座、文化芸術セミナー等の市民を対象としたイベントや社会人聴講生の受入れなどを積極的に実施することとし、中期目標期間6年間における参加者数等が、平成16年度から平成21年度までの6年間の参加者数等に比して5%の増加を目指す。

(2) 地域の企業との連携

産業界との連携を推進し、共同研究の実施や研究成果の還元などにより、地域の産業の発展に貢献する。

(3) 地域の自治体との連携

地域の自治体と連携し、研究・政策提言を行うこと等により政策形成を積極的に支援する。

(4) 県との連携

県における政策形成を積極的に支援するとともに、県の各種施策との連携を推進する。

(5) 地域の大学との連携

地域における高等教育の機能の向上を図るため、教育研究活動の交流を積極的に行うなど地域の大学との連携を推進する。

(6) 高等学校との連携

高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高等学校との連携を推進する。

5 国際交流

(1) 海外の大学等との交流

大学の教育研究の水準を高め、国際社会に貢献する開かれた大学の実現に向けて、海外の大学等との交流関係を深め、交換留学や共同研究などを積極的に推進する。

(2) 多文化共生の推進

様々な国籍を有する人々との交流を通じ、多様な文化、言語、習慣をもつ人々との相互理解を深め、多文化共生社会の実現に貢献する。

第3 法人の経営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長が相互に連携し全学的な運営体制を構築しつつ、リーダーシップを發揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

イ 効果的・機動的な組織運営

全学的な方針のもとで、効果的・機動的な組織運営を行うとともに、各組織間の連携強化とそのシステムの構築を図る。

ウ 教員・事務職員の連携強化

教員と事務職員との連携を強化し、一体的かつ効果的な業務運営を行う。

エ 学外意見の反映

大学運営に精通している学識者や経営感覚に優れた有識者などの学外者を登用し、あるいは参画を求め、大学経営の機能強化や社会のニーズが反映された開かれた大学運営を推進する。

オ 監査機能の充実

監事及び会計監査人による法定監査のほか、法人職員による内部監査を実施する体制を整備し、これらの監査の有機的連携を図るとともに、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図り、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。

(2) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会的要請等に対応するため、教育研究組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。

(3) 人事の適正化

ア 戰略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ（動機付け）が働く仕組みの確立

意欲・業績等が適切に反映される制度を構築することにより、教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教育研究活動の一層の活性化を図る。

(イ) 戰略的・効果的な人事

大学の教育理念を実現するために適切な教職員を任用するとともに、任用手続に関しては公正性、透明性、客觀性を確保することに配慮し、法人全体の視点から戦略的かつ効果的な人事を行う。

イ 弾力的な人事制度の構築

弾力的な人事制度を構築し、効果的な運用を図る。

(4) 事務等の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

事務職員の専門性を高めるためスタッフ・ディベロップメント（組織的に行う職員の職務能力開発）活動を積極的に推進するとともに、IT（情報技術）の活用の推進などにより、効率的・効果的で生産性の高い事務処理を図る。

イ 事務組織の見直し

効率的・効果的で生産性の高い事務処理を行うため、事務組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における基礎的な収入であることを踏まえつつ、受益者負担の適正化や社会情勢等を勘案し、適切に料金設定を行う。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

教育研究活動のさらなる向上を目指し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金への取組や

産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究への取組などを推進する。

(2) 予算の効率的な執行

常に財務状況の分析を行い、管理的経費の見直し及び節減に努めるなど、財務内容の向上を図り、重点的かつ効率的な予算執行を進める。

県から法人に交付する運営費交付金の対象となる管理的経費は、事務運営の効率化を進める中で、平成27年度において平成22年度に比して5%の削減を図る。

(3) 資産の運用管理の改善

全学的な視点に立った資産の運用管理体制を整備し、安全かつ効率的・効果的な資産運用を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実

教育研究活動及び業務運営について、自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者機関による外部評価を受け、それらの結果を公表し、評価結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開等の充実

(1) 情報公開の推進

社会への説明責任を果たし、大学の教育研究活動及び業務運営について広く県民の理解を得るために、積極的に情報公開を行う。

(2) 個人情報の保護

法人が保有する学生・教職員等の個人情報について、適正に管理し、保護する。

3 広報の充実

「文化振興の拠点」及び「開かれた大学」として、多くの住民や企業に大学を認知してもらうため、また、入学者受け入れ方針に適した学生の確保を図るため、大学の内容や教育研究活動の成果について、戦略的かつ効果的な広報を行う。

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備・活用

既存の施設・設備を有効に活用するなど適切な維持管理に努めるとともに、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮し、必要に応じて、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。

2 安全管理

(1) 安全管理体制の確保

大学を運営することにより起こり得る事故等を未然に防止するとともに、事故等が起きた場合に適切に対処できるよう、全学的な安全管理体制を確保する。

(2) 防災体制の確立

大規模地震・災害に素早く対応できるよう、地域社会と一体となった防災体制を確立する。

3 人権の尊重

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。